

K. 准研修施設の資格更新申請について（「各種資格申請の手引き」より）

公益社団法人日本口腔外科学会「専門医制度規則及び施行細則」（2018年11月1日 一部改正）に基づき、以下の要領に従って申請してください。

なお、申請書は、原則として本学会ホームページの施設専用ページ施設Mywebで登録し、申請することとします。

1. 准研修施設の資格更新申請に必要な書類

資格更新申請にあたっては規則第27条及び細則第38条に基づき、第40条に示す次の関係書類に、更新審査料20,000円（内税）を添えて研修施設資格認定審査会（以下「研修施設審査会」という。）に提出してください。

- (1) 准研修施設資格更新申請書 (様式K-1)
- (2) 准研修施設内容説明書 (様式K-2)
- (3) 専門医又は指導医の勤務証明書 (様式K-3)
- (4) 申請前5年間の診療実績調書 (様式K-4)
- (5) 申請前5年間の研修・指導実績調書 (様式K-5)
- (7) 資格更新審査料 控え登録

2. 書類作成について（年月日はすべて西暦で記入してください）

(1) 准研修施設資格更新申請データ（様式K-1）

申請者欄には、正式な医療施設の名称・診療科等の名称及び診療科等の代表者（主任者・診療科長等）の職名・氏名を記入してください。申請責任者欄には、資格審査に係る問い合わせや実地調査等に対応する責任者を明記してください。提出された申請書について問い合わせることがありますので、電子メールアドレスは必ず記入してください。認定年月日欄は、初めて准研修施設に認定された年月日を記入してください。

(2) 准研修施設内容説明データ（様式K-2）

細則第35条に基づき、准研修施設の内容に関する必要事項を申告してください。証明者欄には申請する診療科等が所属する医療施設名ならびに施設の長（病院長など）の職名・氏名を記載し、押印してください。「診療科等の名称」は当該医療施設で用いられる正式な名称を記載してください。

- 1) 「口腔外科使用可能病床数」については、申請する診療科等に特定の病床が配分されていない場合は「定床無し」と記載してください。
- 2) 「歯科医師・医師数」については、更新申請時の現状に則した人員を記載してください
- 3) 「図書」の書籍数は、申請する診療科等もしくは医療施設に保管されている口腔外科に関する書籍の概数を記載してください。ただし、100冊を超える場合は、例えば「約300冊以上」のように記載して構いません。また、口腔外科に関する定期刊行物数は総数ではなく、刊行物の数を記入してください。例えば、3つの学会雑誌を定期購読している場合は「3」となります。
- 4) 「研修教育」の欄には、申請する診療科等もしくは医療施設において定期的開催される「カンファランス（症例検討会）」や「抄読会・集談会」、「キャンサーボード」、「医療セミナー」、関連施設等との「共同学術研究会」など、口腔外科もしくは医療全般の研修・教育に資

する行事の名称と開催回数を記載してください。

- 5) 「歯科診療チェアユニット」の欄には、申請する診療科等に設置され、専有もしくは共有するユニット台数を記載してください。

画像診断撮影機器は、申請する診療科等もしくは医療施設に設置されているパノラマX線写真撮影装置やデンタルX線写真撮影装置、CT、MRI、PET撮影装置の台数を記載してください。「その他、特殊な診療設備」の欄には、申請する診療科等が専有する特殊な診療設備があればその名称と台数を記載してください。

- (3) 専門医又は指導医の勤務証明データ（様式K-3-1）は、申請する准研修施設（診療科等）に常勤している専門医又は指導医についての当該医療施設の長（学長、学部長もしくは病院長等）の証明書です。

- a) 常勤専門医又は常勤指導医の氏名・職名・当該施設に専門医又は指導医として勤務した期間・指導医認定番号などを記載してください。

なお、常勤専門医又は常勤指導医が不在で、本学会認定指導医が定期的に診療に従事している施設の場合は様式K-3-2を提出してください。

- b) 上記の期間中、常勤専門医又は常勤指導医等の職名に異動があった場合は、職名欄内に（「2013年9月まで講師、10月より准教授」のように）併記してください。

- c) 5年間に在籍したすべての常勤専門医又は常勤指導医等について記載してください。

- (4) 申請前5年間の診療実績データ（様式K-4）

准研修施設の必須条件は、口腔外科の研修に必要な臨床症例を有することです。したがって、准研修施設を審査するうえで最も重視します。診療実績による資格更新の可否の目安は、全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術20例以上（このうち静脈内鎮静法は10例まで）、口腔外科疾患入院症例30例以上の診療実績を有することです。

多少の症例数の不足で更新の可否を判断するものではありませんが、疑義のある場合は、地域的に至近の指導医に意見を求めることがあります。なお、有病者等の普通抜歯は対象症例とはなりませんのでご注意ください。

2020年の更新より施設Mywebでのデータ入力と書類出力となりました。

※口腔外科疾患調査票の提出を任意で行っている施設の症例は口腔外科疾患調査から反映されますので、全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法の振分けをしてください。

- a) 記載例を参考にして申請前5年間の診療実績を入力してください。

※初回更新時のみ認定年の診療実績は反映されておりませんので、直接入力をお願いします。

- b) 診療実績は各年1月～12月で集計してください。

- c) 全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術症例の分類は、別表5を参考にしつつ保険病名ではなく診断に基づいた手術名を記載してください。なお、同時に複数の疾病の手術を行った症例は、主な手術を1例として扱うものとします。なお、同時に複数の疾病の手術を行った症例は、主な手術を1例として扱うものとします。

- d) 静脈内鎮静法による口腔外科手術症例が年間10例以上ある場合は、実数をそのまま入力し、そのうち「10例」が「全麻酔による口腔外科手術症例数」に加算され合計数となります。

- c) 入院症例数は、入院日数にかかわらず入院1名を1例として扱うものとします。また、デ

イサージェリー等による短期入院については、入院症例数に算定して構いません。

f) 外来患者数は新患者数を記入してください。

g) 外来手術症例数は処置数ではなく手術症例数を記載してください。例えば患者1名に、同時に複数の処置（抜歯と膿瘍切開）をした場合は「1」となります。また、抜歯症例は埋伏歯のみ算定してください。

h) 申請する准研修施設（診療科）の専門医又は指導医は、調書末尾に自署・押印してください。

(5) 申請前5年間の研修・指導実績データ（様式K-5）

施行細則第44条により以下の実績を記載してください。

1) 学会発表

本学会学術大会もしくは支部学術集会及び指定する関連学会（別表3）において、准研修施設として発表した演題を3題以上記載してください。記載は、学会名、演題番号、演題名、演者名、発表年月の順としてください。

なお、本学会学術大会もしくは国際口腔顎顔面外科学会及びその関連学会（別表3の注を参照）における発表1演題は2演題として換算します。

2) 論文発表

准研修施設として発表した、口腔外科学に関する論文を2編以上記載してください。記載は、著者名：標題、掲載誌名 巻：掲載頁（最初の頁-最後の頁）、発行年の順としてください。

なお、本学会雑誌又は International Journal of Oral and Maxillofacial Surgery もしくは Journal of Oral and Maxillofacial Surgery, Medicine, and Pathology (旧 Asian Journal of Oral and Maxillofacial Surgery) に掲載された論文1編は2編として換算します。

また、院内誌に掲載された論文も実績として記載してかまいません。

3. 更新審査料20,000円（内税）は、申請者本人名で下記口座へお振込みください。その際、できましたら名前の後ろに「准施設更新料」入力してください。また、お振込み後、ATMの場合は「振込明細書」を、インターネットバンキングの場合は「振込画面」を施設Mywebで登録の上、出力したものを提出してください。

ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0171269 公益社団法人日本口腔外科学会専門医
インターネットバンキングでの振込先口座名義「コウシャ）ニホンコウクウゲカガッカイセンモンイ」

※郵便局での振込の場合は、備え付けの「郵便振替払込取扱票（青色）」に所要事項を記載し、下記口座にお振込みください。なお、通信欄には「准研修施設審査料」と記載してください。お振込み後右端の「郵便振替払込請求書兼受領書」を施設Mywebで登録の上、出力したものを提出してください。

郵便振替 00190-9-171269 加入者名 公益社団法人日本口腔外科学会専門医

4. 申請書の提出

2021年の更新より施設Mywebでの登録および申請ですので、書類の郵送はございません。

※書面での申請をご希望の施設は、下記電子メールアドレスにお問い合わせください。

申請期間 2022年9月1日～9月30日（消印有効）

〒108-0014東京都港区芝5-27-1 三田SSビル3F

（公社）日本口腔外科学会 研修施設資格認定審査会

5. 資格更新保留申請 専門医又は指導医の不在や診療実績、研修・指導実績の不足により資格更新の保留を希望する場合は、専門医制度委員会の承認を受けなければなりませんので、本学会ホームページの会員専用ページMyWeb掲載の「准研修施設資格更新保留申請書」を提出してください。保留期間は原則として1年です。
 6. 資格辞退届 准研修施設の認定を辞退する場合は、認定証を添えて資格認定辞退届を提出してください。用紙は施設Mywebに掲載の「准研修施設資格辞退届」を出力し、必要事項をご記載の上ご提出ください。
 7. 変更届 資格更新審査に関する諸通知は書面及び電子メールでご連絡いたしますので、施設住所移転、施設名または診療科名の変更、主任者または指導医（専門医）の異動転勤等がありましたら施設Mywebで変更してください。
- ◇ 資格更新申請に関するお問合せは、電子メール（institution@jsoms.or.jp）でお願いします。
- ◇ 審査は11月下旬に行われ、理事会の承認を経て12月下旬に認定証をお送りする予定です。

以上

2005年4月26日
2009年4月28日一部改訂
2011年8月30日一部改訂
2015年3月24日一部改訂
2017年9月26日一部改訂
2019年3月26日一部改訂
2022年10月25日一部改訂

医学論文における患者プライバシー保護ならびに研究倫理に関する指針

(公社)日本口腔外科学会雑誌編集査読委員会

「個人情報の保護に関する法律」に則り、患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務である。一方、医学研究において症例報告は医学・医療の進歩に貢献しており、国民の健康、福祉の向上に重要な役割を果たしている。医学論文あるいは学会・研究会において発表される症例報告では、特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多い。その際にはプライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう留意しなければならない。

日本口腔外科学会雑誌に掲載される症例報告を含む医学論文については、以下の指針を遵守し、なお一層、学術発表における患者プライバシー保護に努めるものとする。また、人を対象とする臨床研究においては、被検者の尊厳と人権に対する配慮が科学的・社会的利益よりも優先されることを前提とし、研究者等が円滑に臨床研究を実施するため、世界医師会によるヘルシンキ宣言ならびに我が国において定められた法律ならびに下記の指針を遵守するものとする。

1. 患者のプライバシー保護に関する指針

- 1) 患者個人の特定が可能となる氏名、カルテ番号、イニシャルまたは「呼び名」等は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域(神奈川県、横浜市など)までに限定して記載する。
- 3) 日付は、個人が特定できないと判断される場合でも年月までの記載にとどめること。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示する際には日隠しを付す。
- 7) 症例を特定できる生検、剖検、画像情報に含まれる番号などは削除する。
- 8) 以上の配慮をしても個人が特定される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者本人(または遺族か代理人、小児では保護者)から得るものとし、投稿時にその有無を明らかにしなければならない。
- 9) 前項の手続きが困難な場合は、筆頭著者の所属する施設における倫理委員会もしくは本学会倫理委員会の承認を得なければならない。

2. 研究に関する倫理指針

日本口腔外科学会雑誌で公表される研究論文に関する倫理指針は、本学会の定める「日本口腔外科学会への演題応募における倫理手続きに関する指針」(https://www.jsoms.or.jp/medical/pdf/2021/0310_01.pdf)に従うものとし、ヘルシンキ宣言、文部科学省・厚生労働省等が定める「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等の以下に示す「医学研究に関する指針」ならびに関係する法令等の最新のものを遵守しなければならない。

1) 医学研究に関する指針

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>)

- (1) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針
- (2) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針
- (3) 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方
- (4) 厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針
- (5) 異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針
- (6) ヒト受精卵の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針
- (7) ヒト受精卵に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針

2) 再生医療についての臨床研究

再生医療等の安全性の確保等に関する法律(関係法令等)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150542_00001.html)

(注) 上記の指針等は、管轄各省庁のHPで最新の情報を参照すること

日本口腔外科学会応募演題のカテゴリーを判断するためのフローチャート

個々の研究については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等に基づいて各研究者で確認すること。

Start

あなたの発表・論文の内容は以下の条件にあてはまりますか？

- 再生医療等安全性確保法に該当する研究である(但し、ヒトES細胞、ヒトIPS細胞、ヒト組織幹細胞を用いた基礎研究のみであればNOへ進む)。
- ヒトの遺伝子治療に関する研究。

NO

以下の何れかに該当する

- 9例以下をまとめた研究性のない症例報告(注1)である
- 病発の成因・病態の理解、傷病の予防・診断・治療方法の改善、有効性・安全性の検証を通じて、人の健康の保持増進または傷病からの回復・生活の質の向上に資する知識を得ることを目的としない報告等である※
- ※(例)：①単に治療方法の紹介、教育・トレーニング方法の紹介、②施設の医療体制や受診率向上の取り組みに関する紹介
- 論文や公開されているデータベース、ガイドラインのみを用いた研究である。
- 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報を用いた研究である。
- 既に匿名化されている試料・情報(特定の個人を識別できない状態に加工され、自他問わず対応表がどこにも存在しないもの)を用いた研究である。但し、体細胞由来のゲノムデータ解析は除く。
- 既に作成されている匿名加工情報・非識別加工情報(注2)を用いた研究である。
- 法令に基づく研究である(臨床研究法、再生医療等安全性確保法は除く)。
- 人体から分離した細胞、カビ、ウイルス等の微生物の分析等を行うのみで、人の健康に関する事象を研究の対象としない研究である。
- 動物実験や一般に入手可能な細胞(PS細胞、組織幹細胞を含む)を用いた基礎的研究である。海外で実施された研究である(研究対象となった試料・情報が日本のものは除く)但し、実施した国の規定は遵守していることが必要。

YES

研究目的で新たに試料・情報を取得する

割り付けするor診療行為に制限を与える(単アーム)or研究目的で行う検査および治療が通常の診療を超えて患者の治療方針や予後に影響を与える

NO

YES

既存の試料・情報(注3)を用いた研究

優襲、軽微な侵襲を伴う(優襲は無くとも生体試料を取得する研究はYESに進む)

医薬品・医療機器等の有効性・安全性の評価

NO

NO

YES

アンケート・体表US、心電図等

・視鏡(CT、造影MRI、PET、内視鏡、生検等)
・特異な侵襲(単純MRI、採血等)
・侵襲なし(尿・便などの排泄物を採取等)

健康食品、体外診断薬、医療手技等の評価

NO

YES

以下の何れかに該当
・未承認または適応外の医薬品・医療機器等を使用
・企業からの資金提供を受けている

A

B₁

B₂

C

介入研究

D₁

D₂

倫理審査が不要な研究
倫理審査委員会の審査と承諾は不要。症例報告等において個人情報、要配慮個人情報を用いる場合は「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守。

観察研究
◆ 既存の試料・情報を用いる観察研究
◆ 研究目的で新たに情報のみを取得する観察研究であって、優襲を伴わない研究
以下の要件をすべて満たす必要がある。
● 倫理審査委員会や治験審査委員会(IRB)、あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可。
● オプトアウト(注4)の利用可。
※新たに情報を取得する場合は原則個人情報保護法等の趣旨に沿った適切な同意が必要である。
※研究に個人識別符号が含まれる場合は原則文書同意が必要

観察研究
◆ 研究目的で新たに情報を取得する際に優襲または軽微な侵襲を伴う観察研究
◆ 研究目的で新たに情報に加えて試料を取得する観察研究
以下の要件をすべて満たす必要がある。
● 倫理審査委員会や治験審査委員会(IRB)、あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可。
● 研究対象者もしくは代諾者の文書同意。
※優襲を伴わない場合は口頭同意でも可。ただし、研究に個人識別符号が含まれる場合は原則文書同意が必要。
※子孫に受け継がれていく生殖細胞系変異または多変性(germline mutation or polymorphism)を解析する研究は「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」も遵守

介入研究
「臨床研究法」の適用されない介入研究
以下の要件をすべて満たす必要がある。
● 倫理審査委員会や治験審査委員会(IRB)、あるいはそれに準じた諮問委員会の審査に基づく施設長の許可。
● 研究対象者もしくは代諾者の文書同意。
● 公開データベースへ登録。
※優襲を伴わない場合は口頭同意でも可。ただし、研究に個人識別符号が含まれる場合は原則文書同意が必要

特定臨床研究以外の臨床研究
「臨床研究法」の遵守努力義務の研究。(注5)

特定臨床研究
「臨床研究法」の遵守義務の対象。(注5)

再生医療等安全性確保法に該当する研究、ヒトの遺伝子治療に関する研究。
「再生医療等安全性確保法」あるいは「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」の遵守義務の対象。

- 注1 本文「V. 症例報告について」参照
- 注2 本文「VII. 倫理審査や施設長の許可、研究対象者の同意(IC)が不要な研究」参照
- 注3 本文「IV. 観察研究について」参照
- 注4 本文「IV. 観察研究について」参照
- 注5 本文「II. 介入を伴う研究について」参照

※本指針は、日本消化器関連学会機構の倫理指針を元に作成しています。

日本口腔外科学会応募演題のカテゴリー分類

カテゴリー分類	倫理審査が不要な研究	A	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 9例以下をまとめた研究性のない症例報告(注1)。 ➤ 傷病の成因・病態の理解, 傷病の予防・診断・治療方法の改善, 有効性・安全性の検証を通じて, 人の健康の保持増進または傷病からの回復・生活の質の向上に資する知識を得ることを目的としない報告等※。 ※(例):①単に治療方法の紹介, 教育・トレーニング方法の紹介, ②施設の医療体制や受診率向上の取り組みに関する紹介論文や公開されているデータベース, ガイドラインのみを用いた研究。 ➤ 既に学術的な価値が定まり, 研究用として広く利用され, かつ, 一般に入手可能な試料・情報を用いた研究。 ➤ 既に匿名化されている試料・情報(特定の個人を識別できない状態に加工され, 自他問わず対応表がどこにも存在しないもの)を用いた研究。但し, 体細胞由来のゲノムデータ解析は除く。 ➤ 既に作成されている匿名加工情報・非識別加工情報(注2)を用いた研究。 ➤ 法令に基づく研究(臨床研究法, 再生医療等安全性確保法は除く)。 ➤ 人体から分離した細菌, カビ, ウイルス等の微生物の分析等を行うのみで, 人の健康に関する事象を研究の対象としない研究。 ➤ 動物実験や一般に入手可能な細胞(iPS細胞, 組織幹細胞を含む)を用いた基礎的研究。 ➤ 海外で実施された研究(研究対象となった試料・情報が日本のものは除く)。但し, 実施した国の規定は遵守していることが必要。
	観察研究	B ₁	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 既存の試料・情報(注3)を用いる観察研究。 通常診療の情報や診療で採取された生体試料の余剰分を用いるもの等, 通常の診療行為(判断)に何ら影響を与えることが無ければ, 前向き後ろ向きを問わない。 ➤ 研究目的で新たに情報のみを取得する観察研究であって, 侵襲を伴わない研究。 心電図, 体表US検査, 心的侵襲のないアンケートを実施するものが含まれる。
		B ₂	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 研究目的で新たに情報を取得する際に侵襲または軽微な侵襲を伴う観察研究。 通常診療行為(判断)に何ら影響を与えないが, 研究目的にX線撮影, CT等を実施する研究が含まれる。 ➤ 研究目的で新たに情報に加えて試料を取得する観察研究。 通常診療行為(判断)に何ら影響を与えないが, 研究目的にCT, 採血(通常診療に加えて量を追加する場合も含む), 組織採取等を追加する侵襲あるいは軽微な侵襲を伴うものと, 排泄物の採取など侵襲を伴わないものがある。
	介入研究	C	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「臨床研究法」の適用されない介入研究。 体外診断薬を用いた介入研究, 医療手技や手術方法の評価を行う研究が含まれる。
		D ₁	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定臨床研究以外の臨床研究(「臨床研究法」の遵守努力義務の対象となる研究)。 既承認の医薬品・医療機器等を用いてそれらの有効性・安全性を評価する介入研究で, 関連する企業から資金提供が無い研究が該当する。(注5)
		D ₂	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定臨床研究(「臨床研究法」の遵守義務の対象となる研究)。 未承認・適応外の医薬品・医療機器等を用いる研究, または企業から資金提供を受ける介入研究が該当する。(注5)
	要厚労省認可	E	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再生医療等安全性確保法に該当する研究。 ➤ ヒトの遺伝子治療に関する研究。 <p>※「再生医療等安全性確保法」, 「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」を遵守</p>

注1 本文「v. 症例報告について」参照
 注2 本文「vii. 倫理審査や施設長の許可, 研究対象者の同意(IC)が不要な研究」参照
 注3 本文「iv. 観察研究について」参照
 注5 本文「ii. 介入を伴う研究について」参照

日本口腔外科学会雑誌投稿規程

1. 投稿の資格、論文の条件

- 1) 著者は、日本口腔外科学会会員に限る。ただし、大韓口腔顎顔面外科学会会員、総会学術集会および支部学術集会における特別講演の演者など雑誌編集査読委員会で承認された場合はこの限りとし、また、著者は論文に直接関与したものにとどめ、10名以内とする。
- 2) 前項において、共著者の専門分野が口腔外科以外の場合、その者は初回投稿時に本会会員であることを要しない。ただし、当該論文の掲載が内定した時、当該共著者は入会等の手続きを行うものとする。
- 3) 原稿は和文とする。ただし、大韓口腔顎顔面外科学会会員については英文でも受付けることとし、原稿は別に定める英文投稿規程によるものとする。
- 4) 論文の内容は、口腔外科に関する総説、研究論文、症例報告、臨床統計、手術手技、調査研究、会員書簡などで、未発表のものに限る。
- 5) 研究論文以外の論文および二次出版論文については、本投稿規程のほか別に定める投稿規程によるものとする。

2. 患者プライバシー保護ならびに研究倫理

- 1) 臨床研究は、ヘルシンキ宣言の主旨にそったものとし、別掲の「医学論文における患者プライバシー保護ならびに研究倫理に関する指針」を遵守し、所属施設の倫理審査委員会などで承認を得て、その旨を明記すること。
- 2) 動物実験は、所属施設の動物実験指針等に準拠し、倫理委員会などで承認を得て、その旨を明記すること。

3. 利益相反 (Conflict of Interest, 以下「COI」という。)

- 1) 論文の種別にかかわらず COI の有無について、論文末尾の「引用文献」の前に以下の記載例にならって記載し、開示すること。なお、論文初回投稿時、本学会倫理委員会の定める「日本口腔外科学会雑誌などの論文投稿に関わる利益相反 (COI) 自己申告書」(様式 3) を添付すること。
 - a) COI 状態がない場合: 「本論文に関して、開示すべき利益相反状態はない。」
 - b) COI 状態がある場合: 「本論文に関して、開示すべき利益相反状態あり。」

4. 研究などへの助成に関する事項

研究遂行や論文作成に際して、企業・団体等から研究費助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を受けた場合は、謝辞等にその旨を記載しなければならない。

5. たばこ企業・関連組織からの助成を受けた論文について

国内外のたばこ製造に係る事業者またはその関連団体から経済的支援があった場合は、査読の対象としない。

6. リポジトリ論文について

学位論文など各機関においてリポジトリ論文として既にインターネット上で公表されている論文については、原則として受け付けない。

7. 著者ならびに共同著者について

- 1) 本誌に投稿された論文の記載内容に対しての責任を明確化するため、著者ならびに共同著者は論文投稿時に誓約書(別紙様式)を提出すること。
- 2) 投稿論文の著者、所属の変更については以下のとおりとする。
 - a) 共著者を含む全ての著者の所属は、初回投稿時より変更はできない(初回投稿日時が記載されているため)。
 - b) 共著者の削除については、本人の同意を必要とし、筆頭著者、責任者の署名押印を備えた所定の書類の提出が必要である。
 - c) 査読期間中の共著者の追加・変更については、基本的に認めないが、強く必要とする場合は、所定の様式に従い、その理由とともに共著者全員の承認を得た書類の提出を必要とする。なお、共著者の変更は、掲載方向の再審査あるいは掲載内定の判断が下された以降は変更できない。
 - d) 退職などで論文投稿責任者としての責務継続が困難な場合においては、責任者の交代を認める。その場合、責任者を移譲する旨の中告用紙の提出を求める。

8. 研究論文の構成ならびに原稿の作成方法

- 1) 論文の構成は、表紙、標題(英文・和文)、抄録(英文・和文)、本文(緒言、対象・方法、結果、考察、結語、謝辞、利益相反(COI))、引用文献、写真・図の説明文、写真、図、表の順とする。
- 2) 研究論文の原稿の長さは、刷上り20頁以内(A4判用紙約50枚以内;表紙、抄録、本文、引用文献、写真・図の説明文、写真、図、表を含む)とする。ただし、写真や図表は2枚でA4判用紙1枚に換算すること。組写真は写真2枚でA4判用紙1枚に換算すること。
- 3) 原稿は、本学会ホームページに掲載の「投稿論文作成の手引」に従って、下記の要領で作成すること。
 - a) 原稿はワープロソフト(Microsoft社のWord[®]など)を用い、A4判用紙1枚につき「1行26文字×30行」の横書きとする。原稿の作成は、「投稿論文作成の手引」に記載の書式設定に従うこととし、本学会ホームページに掲載の「投稿論文ファイル様式」をダウンロードして作成すること。

- b) 原稿は表紙のみを別に作成する。本文は、標題（英文・和文）、ランニングタイトルを第1頁として通し頁番号を原稿の下方中央に入れること。表紙、原稿作成後にはPDF形式に変換し投稿データとすること。なお、写真と図表は頁番号の記載を要しない。
 - c) 原稿の文字フォントは12ポイントの大きさとし、原則として日本語は明朝体（全角文字）、英数字はCenturyもしくはTimes New Roman（半角文字）を用いること。
 - d) 文章は口語体とし、医学専門用語以外の日用語は常用漢字で新かなづかいを用いること。また、用字用語については、別掲の『日口外誌』用字用語例ならびに「日口外誌の統一用語」に従い、外国の人名などはなるべく原語を使用すること。なお、使用する用語について編集査読委員会が修正を求めることがある。
 - e) 日本語のある学術用語は日本語で記載すること。学術用語については、日本歯科医学会編学術用語集第2版（日本歯科医学界編、医歯薬出版、2018年12月発刊）あるいは日本医学会編医学用語辞典第4版Web版（日本医学会医学用語管理委員会編、南山堂、2014年4月発刊）に準ずること。口腔外科の専門用語については、口腔顎顔面外科学専門用語集（医歯薬出版、2011年9月発刊）に準ずること。また、身体各部を表わす用語は日本解剖学用語改訂13版（解剖学会監修、日本解剖学用語委員会編、医学書院、2007年発刊）に準ずること。
 - f) 論文の時制については原則として以下のようによること。
 - ① 要旨（Abstract）は過去形で記述する。
 - ② 検索材料と方法、結果（Material and Methods, Results）は過去形で記述する。
 - ③ 緒言、考察（Introduction, Discussion）は現在形で記述する。
 - ④ 図表の説明文は現在形で記述する。
 - ⑤ 計算や統計解析の結果は過去形で記述する。
 - ⑥ すでに出版された科学論文からの引用は現在形で記述する。
 - g) 漢数字を含む名詞・形容詞・副詞などを除き、数字はアラビア数字を用いること。（漢数字例）一部分、二次う蝕、第三大臼歯、十二指腸、十数回
 - h) 医薬品名の表記方法について
 - ① 日本の医薬品として認可され販売されている医薬品名は一般カタカナ名（JANまたはINN）を用いる。（ ）内に略語を記し、次回以降その略語を用いることができる。
 - ② 未発売の薬品名は原則として英米綴りの一般名を用い、普通名詞扱いとする。
 - ③ 商品名の記載が必要ならば、最初に一般名が書かれたときに、括弧内に登録商標表示Rまたは®で示す。
 - i) 年号表記は西暦とし、単位記号は原則として国際単位系（SI）を用い、主なものは下記のとおりとする。なお、本文、図表、英文・和文抄録では数値と単位の間には必ず半角スペースを入れること（℃と%を除く）。m, cm, mm, μ m, nm, cm², L, mL, dL, kg, g, mg, μ g, ng, mol, pmol, °C, % など。
 - j) 写真・図はMicrosoft社のpower point[®]で作成し、PDF形式に変換する。表は同社のExcel[®]などで作成し、PDF形式に変換する。余白に、写真（図・表）番号を記載すること。なお、写真は、手札判（約9cm×13cm）以上の大きさとし、解像度はカラーは400dpi以上、モノクロは600dpi以上とすること。
 - k) 病理組織像および免疫組織化学染色像を掲載する場合、写真中にスケールバーを挿入すること。
 - l) 写真は、カラー印刷やトレースなどを希望する場合はその旨を用紙の余白に明記すること。また、白黒印刷を希望する場合は、投稿時においても必ず白黒写真を添付すること。
- 4) 表紙は別ファイルとし、次の順序で各項目を記載すること。
和文標題・著者名、英文標題・著者名、ランニングタイトル（30字以内）、和文所属機関名・所属機関の主任者名、英文所属機関名・所属機関の主任者名。所属機関名は必ず公式の名称を用いること。なお、英文著者名、英文主任者名の表記は、姓（大文字）名（先頭のみ大文字）の順とする。（例）MINATO Jun-ichi
- 5) 論文投稿後、著者が所属機関等を異動した場合は、当該論文の採否にかかわらず、新旧所属機関名等を併記した表紙を再提出すること。その記載方法については、別途「投稿論文作成の手引き」等に定める。
- 6) 冒頭は英文標題・和文標題・ランニングタイトルのみとする。抄録は、400語以内の英文抄録とそれに対応する和文抄録を添付すること。抄録には目的、方法、結果、結論の順に、その内容が判るように記載すること。英文抄録の末尾に、5語以内のキーワードを英語（日本語）の順に記載すること。英語キーワードは固有名詞を除き小文字とする。
- 7) 本文中の写真・図・表の記載は、文尾あるいは見出しの直後に括弧書きで入れること。また、写真・図・表の挿入箇所は、原稿用紙の右側余白に朱色で『←写真1, 2』のように明記すること。

9. 引用文献の記載法

- 1) 引用文献は論文に直接関係あるものにとどめ、本文中に右肩番号をつけて引用し、文献番号が複数となる場合、(3, 4, 7), (6~9) のように記載する。本文末尾に引用順に記載する。初出の引用文献が複数の場合は、文献の発行年代順に記載すること。

- a) 引用文献が共著で2名の場合には連記し,3名以上の場合には最初の著者2名,他とする。外国文献もこれに準じる。また,外国文献の標題は文頭のみを大文字とし,固有名詞以外の各単語は小文字とする。
- b) 雑誌略名は,本邦のものは医学中央雑誌刊行会編 医学中央雑誌略名表(最新版),外国のものは List of Journals Indexed in Index Medicus に準じること。外国雑誌の略名にはピリオドを付けないこと。
- c) 歯科あるいは口腔外科に関連する国内学会誌の略名については,別表に示す略名を用いること。
- d) 原則として学会発表抄録の引用は避けること。やむをえず引用する場合も,定期刊行物に抄録が掲載されているものに限り,標題の後に和文では(抄),英文では(Abstract)と付記すること。

2) 引用文献は原則として下記の要領に従って記載すること。

- a) 雑誌の場合:番号)著者名:標題.掲載誌名 巻:引用頁(最初の頁-最後の頁),発行年。

【例】1) 武田泰典,高田 隆:WHOによる歯源性腫瘍の新たな組織分類とそれに関する上皮性嚢胞について。
日口外誌 53: 54-61, 2006。

【例】2) Peters RA, Howe GL, et al: Oral cysts in newborn infants. *Oral Surg* 32: 10-18, 1971。

- b) 書籍の場合:番号)著者名:標題;書名.版数,書店名,発行地,発行年,引用頁(最初の頁-最後の頁)。

【例】3) 森 昌彦:X線ならびに放射線;近代医療の暁—歯科の未来を探求するために—。第1版,第一歯科出版,東京,2010,24-54頁。

- c) 分担執筆書籍の場合:番号)著者名:標題.編(監修)者名;書名.版数,書店名,発行地,発行年,引用頁(最初の頁-最後の頁)。

【例】4) 小澤英浩,中村浩彰:破骨細胞の形態学。須田立雄,小澤英浩,他 編著;新 骨の科学。第1版,医歯薬出版,東京,2007,93-102頁。

【例】5) Gardner DG, Heikinheimo, et al: Ameloblastomas. In Barnes L, Eveson JW, eds; WHO Classification of Tumours, Pathology and Genetics of Head and Neck Tumours. IARC Press, Lyon, 2005, p296-300。

- d) 電子版掲載文献(オンラインジャーナル)の場合:番号)著者名:標題.掲載誌名 巻:引用頁,発行年.入手先.参照年月日。(注)「巻:引用頁,発行年,入手先」などの情報がない場合は記載不要。

【例】6) Friedman SA and Preeclampsia: A review of the role of prostaglandins. *Obstet Gynecol* 71: 22-37, 1988. Available from: BRS Information Technologies, McLean, Va. Accessed December 15, 1990。

【例】7) Harrison CI, Schmidt PQ, et al: Aspirin compared with acetaminophen for relief of headache. *Online J Curr Clin Trials* January 2, 1992。

- e) Webサイト上の文献の場合:番号)著者名:標題,Webサイトの名称.巻:引用頁,発行年.入手先 URL.参照年月日。(注)「著者名,巻:引用頁,発行年」などの情報がない場合は記載不要。

【例】8) LaPorte RE, Marler E, et al: The death of biomedical journals. *BMJ* 310: 1387-1390, 1995. Available at: <http://www.bmj.com/bmj/archive/6991ed2.htm>. Accessed June 28, 2007。

【例】9) The number and rate of death by malignancy 2005. *Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare* Available at: <http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/youran/data18k/l-31.xls>. Accessed April 5, 2007

10. 校正ならびに掲載費用・別刷

- 1) 校正は原則として初校を著者校正とするが,校正中に原稿の字句を追加または削除したり,図および表の内容を変更してはならない。
- 2) 掲載費用は,掲載料・図版代とする。掲載料は刷上り3頁までを一律30,000円とし,これを越えた分は,1頁8,400円とする。図版代(写真・図・表)は実費とする。
- 3) 別刷の希望部数,校正,別刷の送付先および掲載・別刷料等の請求先を「投稿票」に明記すること。別刷は50部以上とし,その費用は著者の負担とする。

11. 原稿の投稿

- 1) 投稿の際は,本学会ホームページに掲載の「投稿票ならびに投稿前チェックポイント」の書式ファイルをダウンロード印刷の上,必要事項を記入したものを投稿論文に添付すること。
- 2) 原稿は,必要書類を1つのフォルダに入れ圧縮し(zip形式フォルダ),本学会の「電子投稿ウェブサイト」(<http://www.submit.jsoms.or.jp/index.html>)から「電子投稿手順」に従い投稿すること。
- 3) 原稿の問い合わせ先は,下記のとおりとする。

〒108-0014 東京都港区芝5丁目27番1号 三田SSビル3階

公益社団法人日本口腔外科学会内 雑誌編集査読委員会

Tel: 03-5422-7731, Fax: 03-6381-7471, E-mail: submit@jsoms.or.jp

12. 二重投稿について

- 1) 二重投稿が判明した場合には論文採択が決定された後でも掲載を取り消し,その旨を誌上で公表することがある。

13. 論文の採否ならびに著作権

- 1) 論文の査読は雑誌編集査読委員会で行うが、その採否および編集は同委員会に一任されたい。
- 2) 本誌に掲載された論文の著作権(著作財産権, copy right)は本学会に帰属する。

14. 学術集会における発表演題について

- 1) 学術集会における一般演題の抄録原稿の記載方法は、その都度定められる応募要項ならびに本投稿規程および用字用語例などに従うこと。抄録本文の文字数は、原則として600字以内とする。
- 2) 学術集会における特別講演などの抄録原稿の枚数(写真, 図, 表を含む)は次のとおりとする。
 - a) 特別講演・教育講演など: 1演題につき刷上り2頁以内(和文A4判4枚以内, 英文1,000語以内)。
 - b) シンポジウム・ミニレクチャーなど: 1演題につき刷上り1頁以内(和文A4判2枚以内, 英文500語以内)。
- 3) 支部学術集会における発表演題については、抄録の提出を要しない。会長は、学術集会終了後3か月以内に「演題名, 発表者氏名, 所属施設名」を事務局に送付すること。

短 報 投 稿 規 程

- 1) 口腔外科に関する症例報告, 臨床統計, 手術手技, 調査研究などは短報論文とし, 著者は6名以内とする。
- 2) 論文の構成は, 表紙, 標題(英文・和文), 抄録(英文・和文), 本文(緒言, 対象・方法[症例の概要], 結果, 考察, 結語, 謝辞, 利益相反(COI)), 引用文献, 写真および図の説明文, 写真, 図, 表の順とする。なお, 症例報告に限って結語を省略することができる。
- 3) 原稿はA4判用紙1枚につき「1行26文字×30行」の横書きとし, 本規程ならびに日本口腔外科学会雑誌投稿規程に準じて作成すること。
- 4) 原稿の長さは, 原則として刷上り6頁以内(A4判用紙20枚以内; 表紙, 抄録, 本文, 引用文献, 写真・図の説明文, 写真, 図, 表を含む)とする。
- 5) 200語以内の英文抄録とそれに対応する和文抄録を添付し, 英文抄録の末尾に5語以内のキーワードを英語(日本語)の順に記載すること。英語キーワードは固有名詞を除き小文字とする。
- 6) 校正ならびに掲載費用・別刷, 原稿の投稿, 論文の採否ならびに著作権については投稿規程に準ずる。
- 7) 症例報告の論文投稿における留意点
 - a) 症例報告では, 必要な病態写真がない場合は採択を見合わせることもある。
 - b) 特徴のない症例報告, 臨床統計などは採択を見合わせることもある。
 - c) 一般化した医薬品・医用材料・医療機器の臨床応用や, 複数症例の報告であっても単なる症例の集積では採択を見合わせることもある。
 - d) 病理組織学的診断が含まれる症例報告では投稿に際して, その記載内容についての専門性を持った病理医の確認を求める。そのため論文の共著者として含めるか謝辞に病理の氏名が記載されることが望まれる。
- 8) 論文投稿後, 著者が所属機関等を異動した後に掲載内定した場合, 当該論文における症例の公表等については, 前所属機関長の承諾を得るものとする。

総 説 投 稿 規 程

- 1) 総説は, 日本口腔外科学会雑誌編集査読委員会から投稿を依頼されたものに限るが, 依頼のない総説論文も一般総説論文として投稿を受け付ける。
- 2) 論文の構成は, 表紙, 抄録(英文・和文), 本文(緒言, 対象・方法, 結果, 考察, 結語, 謝辞, 利益相反(COI)), 引用文献, 写真・図の説明文, 写真, 図, 表の順とする。
- 3) 原稿は, A4判用紙1枚につき「1行26文字×30行」の横書きとし, 本規程ならびに投稿規程に準じて作成する。
- 4) 原稿の長さは, 刷上り8頁以内(A4判用紙24枚以内)とし, 掲載費用などは本学会の負担とする。
- 5) 冒頭は表紙とし, 次の順序で各項目を記載する。

和文標題・著者名, 英文標題・著者名, ランニングタイトル(30字以内), 和文所属機関名, 英文所属機関名。
- 6) 校正, 原稿の投稿, 論文の編集ならびに著作権については投稿規程に準ずる。
- 7) 表紙に別刷の希望部数, 校正・別刷の送付先を明記する。なお, 著者には別刷50部を贈呈する。

会員書簡(Letter to the editor) 投稿規程

- 1) 著者は, 日本口腔外科学会会員に限り3名以内とする。会員書簡の内容は, 本誌掲載論文または口腔外科学全般に関するものとする。
- 2) 会員書簡の構成は, 表紙, 本文, 引用文献の順とし, 写真, 図および表を含まないものとする。
- 3) 原稿はA4判用紙1枚につき「1行26文字×30行」の横書きとし, 本規程ならびに投稿規程に準じて作成すること。
- 4) 原稿の長さは, 刷上り1頁以内(A4判用紙3枚以内)とする。
- 5) 掲載料は一律10,000円を著者の負担とする。ただし, 会員書簡への回答文の掲載料は無料とする。

- 6) 本誌掲載論文の内容に関する会員書簡の標題には、当該掲載論文名などを明記し、以下の例に準じて記載する。
和文標題例)「港 純一, 他: 口腔癌の治療法と予後に関する研究. 日本口腔外科学会誌 57: 〇〇-〇〇, 2011.」に関する疑義
英文標題例) Comment on “MINATO Jun-ichi, et al: Study on the treatment and prognosis of oral cancer. Jpn J Oral
Maxillofac Surg 57: 〇〇-〇〇, 2011.”
- 7) 引用文献は論文に直接関係あるものにとどめ、投稿規程に準じて記載する。
- 8) 雑誌編集査読委員会は必要に応じて、当該論文の著者などに対し会員書簡への回答文を求めるものとする。会員書簡の採否および編集は本委員会に一任されたい。
- 9) 校正ならびに掲載費用・別刷、原稿の投稿、論文の採否ならびに著作権については投稿規程に準ずる。

二次出版 (secondary publication) 投稿規程

- 1) 日本口腔外科学会雑誌編集査読委員会は、二次出版論文として以下の規定を満たす論文の投稿を認める。
 - a) 著者は、日本口腔外科学会会員に限る。
 - b) 論文の内容は、口腔外科に関するものとし、一次出版物に掲載された論文内容ならびに写真・図・表の加筆・修正・変更は行わずそのまま日本語表記とすること。なお、二次投稿では緒言考察等は和文論文として理解できるように体裁を整えることは認められるが、結果並びに解釈についての内容の変更は認められない。
 - c) 一次出版論文は国外の専門性を持って査読される学術雑誌に掲載・刊行されたものに限り、また、インパクトファクター (JCR) を有する雑誌とする。国内の学術雑誌に掲載された外国語論文は認めない。なお、本制度は閲覧が常時可能である Open Access 雑誌掲載論文には適用されない。
 - d) 一次出版側の編集責任者の許諾文書を PDF にし添付すること。許諾文書は著者が取得するものとする。
 - e) 一次出版論文の別刷もしくはそのコピーを PDF にし添付すること。
 - f) 一次出版論文の著者全員の署名と捺印を記載した「二次出版論文投稿承諾書」の PDF を添付すること。
 - g) 二次出版論文の投稿は、一次出版物の発行後とする。
 - h) 論文の構成ならびに体裁は、本規程ならびに投稿規程に準ずること。
- 2) 冒頭は表紙とし、次の順序で各項目を記載する。
和文標題・著者名、英文標題・著者名、ランニングタイトル (30 字以内)、和文所属機関名・所属機関の主任者名、英文所属機関名・所属機関の主任者名、二次出版であることを明記した脚注、の順に記載する。
【脚注記載例】本論文は、「一次出版論文の掲載雑誌名 巻：最初の頁-最後の頁 発行年。」に掲載された論文「標題」を二次出版したものである。
- 3) 校正ならびに掲載費用・別刷、原稿の投稿、論文の採否ならびに著作権については投稿規程に準ずる。

(附則)

1. 本誌に掲載された論文を外国語による二次出版論文として、国外の学術雑誌等への投稿を希望する場合は、必ず本会事務局に連絡の上、雑誌編集査読委員会の許可を得ること。雑誌編集査読委員会に対する許可申請書の様式等は別途定める。
2. 本誌と大韓口腔顎顔面外科学会雑誌との二次出版については、2004 年 10 月 21 日、両学会間に協定が締結されており、これに従うものとする。
3. 本規程は 2011 年 8 月 30 日に改訂し、2011 年 12 月 21 日から施行する。
4. 本規程は 2012 年 9 月 3 日に一部改正し、施行する。
5. 本規程は 2014 年 2 月 25 日に一部改正し、施行する。
6. 本規程は 2014 年 10 月 16 日に一部改正し、施行する。
7. 本規程は 2014 年 11 月 25 日に改正し、2014 年 12 月 21 日から施行する。
8. 本規程は 2016 年 9 月 27 日に一部改正し、施行する。
9. 本規程は 2018 年 5 月 29 日に一部改正し、施行する。
10. 本規程は 2019 年 7 月 23 日に一部改正し、施行する。
11. 本規程は 2020 年 1 月 28 日に一部改正し、施行する。
12. 本規程は 2020 年 6 月 23 日に一部改正し、施行する。
13. 本規程は 2020 年 9 月 29 日に一部改正し、施行する。
14. 本規程は 2021 年 4 月 19 日に一部改正し、施行する。
15. 本規程は 2022 年 12 月 21 日に一部改正し、施行する。
16. 本規程は 2023 年 2 月 28 日に一部改正し、施行する。
17. 本規程は 2023 年 4 月 25 日に一部改正し、施行する。